

相模原市健康危機管理基本指針

第1章 総則

第1節 趣旨

この指針は、食中毒、感染症、飲料水、毒物・劇物、医薬品、各種災害その他何らかの原因による市民の生命と健康の安全を脅かす事態(以下「健康危機」という。)に対して、被害を最小限に食いとどめるため健康危機管理の基本的な対応について定める。

第2節 定義

- 1 この指針において健康危機管理とは、健康危機が発生又は発生するおそれがある場合における、健康被害の発生予防、拡大防止、被害回復等に関する諸業務をいう。
- 2 この指針において健康危機情報とは、健康危機が市民の生命の安全及び健康に直接影響を与える情報をいう。
- 3 この指針において健康危機管理担当課とは、地域保健課、医事薬事課、疾病対策課、生活衛生課及び衛生試験所をいう。

第3節 相模原市地域防災計画との関係

本指針、関係要綱及び要領は、相模原市地域防災計画（平成22年3月修正）風水害等対策計画編3特殊災害対策計画第8章その他災害対策第2節健康危機管理対策を具体的に実施するために策定したものである。

第4節 健康危機管理業務従事者の心得

- 1 健康危機管理業務に従事する職員(以下「従事職員」という。)は、健康危機情報が市民の生命の安全や健康にかかわるものであるとの危機意識を常に持ち、情報を収集すること。
- 2 従事職員は、予断を持って判断することなく、健康被害が生じている等の事実を的確に受け止め、迅速な現場の状況把握と科学的知見に基づく客観的調査、分析等を自身の身の安全にも留意しつつ行うこと。
- 3 従事職員は、健康被害者及び関係者の個人情報保護等、人権に配慮するこ

と。

第2章 健康被害の発生予防対策

第1節 法令等に基づく監視等事前管理業務の充実

健康危機管理担当課は、健康危機発生予防の視点を持って、監視業務等の充実に努めるものとする。

第2節 健康危機管理基本対策要領及び原因分野別要領の整備

- 1 健康危機管理担当課は、健康危機の発生時において調査、検査、防疫等の対応を迅速かつ適切に行うため、基本的な対策について健康危機管理基本対策要領(以下「基本対策要領」という。)を定めるほか、自然条件や社会条件、過去に発生した健康被害の状況などを踏まえ、原因分野別に要領として定めるものとする。
- 2 前項の規定により定める要領(以下「原因分野別要領」という。)は、次のとおりとする。
 - (1) 食中毒に係る健康被害対策要領
 - (2) 感染症に係る健康被害対策要領
 - (3) 飲料水に係る健康被害対策要領
 - (4) 毒物・劇物等に係る健康被害対策要領

第3節 夜間・休日の連絡体制の整備

健康危機管理担当課は、健康危機情報を迅速に把握するため、夜間や休日、勤務時間外における緊急連絡網を構築するものとする。

第4節 平常時の専門性の確保

- 1 健康危機管理担当課は、健康危機に対する適切な管理能力を高めるために、微生物や化学物質等による症状や治療方法などの専門的知見の集積に努めるものとする。
- 2 保健所長は、健康危機管理体制の実効性を高めるために、必要に応じて学識経験者等の専門家の意見を聴くものとする。

第5節 平常時の庁外関係機関との連携

- 1 保健所長は、健康危機発生時の円滑な連携を確保し、日ごろから庁外関係機関との信頼関係を構築するために、健康危機管理連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置するものとする。
- 2 連絡会議の組織及び所掌事務等については、別に定めるものとする。

第6節 研修及び訓練の実施

基本対策要領及び原因分野別要領の実効性を確保し、健康危機への対応能力の向上を図るため、必要に応じて、研修及び模擬訓練等を実施するものとする。

第3章 健康被害拡大防止策の実施

第1節 健康危機情報の収集、管理

- 1 健康危機管理担当課は、健康危機情報の収集に努めるものとする。
- 2 保健所長は、健康危機情報を入手した場合は、直ちに当該情報に伴う対応が想定される健康危機管理担当課に調査、情報収集等の必要な指示を行うものとする。
- 3 保健所長は、緊急の対応が必要な健康危機情報を入手した場合は、その重要度に応じ、速やかに当該情報を市長に報告するものとする。
- 4 保健所長は、対策の立案に資するため、厚生労働省、神奈川県及び関係機関と連携して、広範かつ迅速な情報収集に努めるものとする。

第2節 健康危機管理保健所内対策会議の設置

- 1 保健所長は、次のいずれかの健康危機が生じた場合、健康危機管理保健所内対策会議(以下「所内対策会議」という。)を設置し、対策の決定を行うものとする。
 - (1) 原因不明又は所管部署が特定できない健康危機の場合
 - (2) 原因は特定されているが散発的発生で周辺地域への影響が予測されるとき又は集団発生で周辺地域への影響がないときで健康危機管理担当課1課のみでは対応が困難な場合
- 2 所内対策会議の組織、所掌事務等については、別に定めるものとする。

第3節 健康危機管理庁内対策本部会議の設置

- 1 保健所長は、集団発生で周辺地域への影響が予測されるなど、大規模な健康危機が発生したとき、又はそのおそれがあるときは、健康危機管理庁内対策本部会議(以下「庁内対策本部会議」という。)を設置し、対策の決定を行うものとする。
- 2 庁内対策本部会議の組織、所掌事務等については、別に定めるものとする。

第4節 災害対策本部の設置

保健所長は、集団発生で周辺地域への急激な被害拡大があるときやこれまでにない大規模な健康危機であるなど、多数の者の生命及び身体が被害を受けた場合又はそのおそれがあるときは、相模原市災害対策本部条例(昭和39年相模原市条例第8号)に定める災害対策本部の設置を市長に要請するものとする。

第5節 健康危機発生時の専門性の確保

保健所長は、原因不明又は大規模な健康被害が発生した場合は、必要に応じて専門家から意見を聴取し、迅速かつ的確な原因究明と拡大防止策を実施するものとする。

第6節 健康危機発生時の庁外関係機関との連携

保健所長は、原因不明又は大規模な健康危機が発生した場合は、連絡会議を開催し、次の事項について緊密な連携を図るものとする。

- (1) 医療及び治療方法
- (2) 情報の収集及び提供にかかわる協力
- (3) 患者の搬送及び収容にかかわる協力
- (4) 前3号に定めるもののほか、連携が必要な事項

第7節 原因物質の検査及び究明

- 1 保健所長は、効果的な治療及び被害拡大防止策を講じるために、迅速かつ確実な原因物質の検査及び究明に努めるものとする。
- 2 保健所長は、原因不明又は大規模な健康被害発生時など、必要に応じて、外部研究機関や専門家等との協力体制の確保に努めるものとする。

第8節 防疫等の実施

保健所長は、防疫や原因物質の回収などの健康被害の拡大を防止する措置を速やかに実施するものとする。

第9節 健康危機情報の提供

- 1 保健所長は、健康危機情報及び当該情報に関する対応について、適宜報道機関等を通じて広く市民に対して情報提供を行うとともに、必要に応じて、被害者やその家族に対して説明会を開催するなど、市民の不安の解消及び被害の拡大の防止に努めるものとする。
- 2 保健所長は、健康危機情報及び当該情報に関する対応について、必要に応じ、厚生労働省、神奈川県及び医療機関等に対して情報の提供を行うものとする。
- 3 保健所長は、健康危機情報を提供するに当たっては、健康被害者の個人情報等に配慮するものとする。

第4章 健康被害回復活動の実施

第1節 飲料水や食品等の安全確認

保健所長は、健康危機情報について、飲料水や食品などの生活に必要不可欠なものが関係する場合は、それらについて迅速で確実な安全確認を行うものとする。

第2節 回復対策の実施

- 1 保健所長は、健康相談や巡回訪問などを実施するなど被害者の健康状態の把握に努め、心身の健康回復促進を図るものとする。
- 2 保健所長は、心的外傷後ストレス障害の発生のおそれがある場合は、相談室の開設や巡回訪問の実施、教育機関に対する協力依頼など、早期発見に努めるとともに、早期に専門的な治療を受けることができる体制づくりに努めるものとする。
- 3 保健所長は、必要に応じて関係機関の協力を求めるものとする。

第3節 終息宣言

保健所長は、健康被害が沈静化し、被害拡大のおそれがないことが確認できたときは、必要に応じて終息宣言を行うものとする。

第5章 その他

第1節 対策の特例

新型インフルエンザ対策に係る必要な事項については、この指針にかかわらず、別に定めるところによる。

附 則

この指針は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成21年4月28日から施行する。

附 則

この指針は、平成22年4月1日から施行する。